ノロン、メステロロン、メテノロン、メタンジエノン（十七ベータ－ヒドロキシ－十七アルファ－メチルアンドロスタ－一・四－ジエン－三－オン）、メタンドリオール、メタステロン（二アルファ・十七アルファ－ジメチル－五アルファ－アンドロスタン－三－オン－十七ベータ－オール）、メチルジエノロン（十七ベータ－ヒドロキシ－十七アルファ－メチルエストラ－四・九－ジエン－三－オン）、メチル－一－テストステロン（十七ベータ－ヒドロキシ－十七アルファ－メチル－五アルファ－アンドロスト－一－エン－三－オン）、メチルノルテストステロン（十七ベータ－ヒドロキシ－十七アルファ－メチルエストラ－四－エン－三－オン）、メチルテストステロン、メトリボロン（メチルトリエノロン、十七ベータ－ヒドロキシ－十七アルファ－メチルエストラ－四・九・十一－トリエン－三－オン）、ミボレロン、ナンドロロン、十九－ノルアンドロステンジオン（エストラ－四－エン－三・十七－ジオン）、ノルボレトン、ノルクロステボール、ノルエタンドロロン、オキサボロン、オキサンドロロン、オキシメステロン、オキシメトロン、プロスタノゾール（十七ベータ－ヒドロキシ－五アルファ－アンドロスタノ［三・二－c］ピラゾール）、キンボロン、スタノゾロール、ステンボロン、一－テストステロン（十七ベータ－ヒドロキシ－五アルファ－アンドロスト－一－エン－三－オン）、テトラヒドロゲストリノン（十八ａ－ホモ－プレグナ－四・九・十一－トリエン－十七ベーターオール－三－オン）、トレンボロン及び類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有する物質

外因的に投与した場合の内因性（注2）たんぱく同化男性化ステロイドには、次のものを含む。

アンドロステンジオール（アンドロスト－五－エン－三ベータ・十七ベータ－ジオール）、アンドロステンジオン（アンドロスタ－四－エン－三・十七－ジオン）、ジヒドロテストステロン（十七ベータ－ヒドロキシ－五アルファ－アンドロスタン－三－オン）、プラステロン（デヒドロエピアンドロステロン、ＤＨＥＡ）、テストステロン並びにそれらの代謝物及び異性体（少なくとも次のものを含む。）

五アルファ－アンドロスタン－三アルファ・十七アルファ－ジオール、五アルファ－アンドロスタン－三アルファ・十七ベータ－ジオール、五アルファ－アンドロスタン－三ベータ・十七アルファ－ジオール、五アルファ－アンドロスタン－三ベータ・十七ベータ－ジオール、アンドロスタ－四－エン－三アルファ・十七アルファ－ジオール、アンドロスト－四－エン－三ベータ・十七アルファ－ジオール、アンドロスト－五－エン－三アルファ・十七ベータ－ジオール、アンドロスト－五－エン－三ベータ・十七アルファ－ジオール、四－アンドロステンジオール（アンドロスト－四－エン－三ベータ・十七ベータ－ジオール）、五－アンドロステンジオン（アンドロスト－五－エン－三・十七－ジオン）、エピ－ジヒドロテストステロン、エピテストステロン、三アルファ－ヒドロキシ－五アルファ－アンドロスタン－十七－オン、三ベータ－ヒドロキシ－五アルファ－アンドロスタン－十七－オン、七アルファ－ヒドロキシ－ＤＨＥＡ、七ベータ－ヒドロキシ－ＤＨＥＡ、七－ケト－ＤＨＥＡ、十九－ノルアンドロステロン、十九－ノルエチオコラノロン

注1　この1の規定の適用上、「外因性」とは、体内で通常自然に生成しない物質についていう。

注2　この1の規定の適用上、「内因性」とは、体内で自然に生成する物質についていう。

他のたんぱく同化剤には、少なくとも次のものを含む。

クレンブテロール、選択的アンドロゲン受容体モジュレーター類（ＳＡＲＭｓ）、チボロン、ゼラノール、ジルパテロール

S1. 2

(b)

S2　ペプチドホルモン、成長因子及びそれらの関連物質

次の物質及びその物質の放出因子は、禁止する。

1　赤血球生成刺激剤（例えば、エリスロポイエチン（ＥＰＯ）、ダルベポエチン（ｄＥＰＯ）、低酸素誘導因子（ＨＩＦ）安定剤、メトキシポリエチレングリコール－エポエチンベータ（持続性エリスロポイエチン受容体活性化剤（ＣＥＲＡ））、ペギネサタイド（ヘマタイド））

2　男性について、絨毛性腺刺激ホルモン（ＣＧ）及び黄体形成ホルモン（ＬＨ）

3　インスリン類

4　コルチコトロピン類

5　成長ホルモン（ＧＨ）、インスリン様成長因子－一（ＩＧＦ－一）、線維芽細胞成長因子類（ＦＧＦｓ）、肝細胞成長因子（ＨＧＦ）、機械的成長因子類（ＭＧＦｓ）、血小板由来成長因子（ＰＤＧＦ）、血管内皮細胞成長因子（ＶＥＧＦ）及び筋、腱若しくは靱帯のたんぱく質の合成若しくは分解、血管新生、エネルギーの利用、再生能力又は線維型の変換に作用する他の成長因子

これらに加え、類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有する他の物質についても、禁止する。

S3　ベータ－二作用剤

全てのベータ－二作用剤（適当な場合には両方の光学異性体を含む。）は、禁止する。ただし、製造者が勧告する治療法に従うことを条件として、吸入によって使用するサルブタモール（二十四時間に最大で千六百マイクログラム）、ホルモテロール（二十四時間に最大で三十六マイクログラム）及びサルメテロールを除く。

尿中一ミリリットルにつき、千ナノグラムを超えるサルブタモール又は三十ナノグラムを超えるホルモテロールの存在は、その物質の意図された治療目的使用には当たらないと推定し、その異常な結果が前記の吸入によって使用する最大の量を限度として治療目的で吸入によって使用した結果であることを管理の下にある薬物動態試験により競技者が証明する場合を除くほか、違反の疑われる分析結果とみなす。

S4　ホルモン及び代謝モジュレーター類

次のものは、禁止する。

1　アロマターゼ阻害薬（少なくとも次のものを含む。）

アミノグルテチミド、アナストロゾール、アンドロスタ－一・四・六－トリエン－三・十七－ジオン（アンドロスタトリエンジオン）、四－アンドロステン－三・六・十七－トリオン（六－オキソ）、エキセメスタン、ホルメスタン、レトロゾール、テストラクトン

2　選択的エストロゲン受容体モジュレーター類（ＳＥＲＭｓ）（少なくとも次のものを含む。）

ラロキシフェン、タモキシフェン、トレミフェン

3　その他の抗エストロゲン物質（少なくとも次のものを含む。）

クロミフェン、シクロフェニル、フルベストラント

4　ミオスタチンの機能を緩和する薬剤（少なくとも次のものを含む。）

ミオスタチン阻害剤